

様

宮古島市役所 市民課
連絡先 0980-72-3751(代)

個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票

暗証番号は、電子証明書ごと、アプリごとに設定されており、それぞれの仕組みを利用するために必要となるものです。ご記入いただき、大切に保管していただきますようお願い致します。

また、暗証番号を設定することにより、第三者のなりすましを防いでいます。暗証番号はみだりに他者に教えないようにしてください。

なお、暗証番号は、入力を連続して3回（署名用電子証明書は5回）間違えるとロックされ、その場合、市町村の窓口にお越しただいて暗証番号の再設定を行う必要がありますのでご注意ください。

①署名用電子証明書 暗証番号																	
②利用者証明用電子証明書 暗証番号																	
③住民基本台帳用 暗証番号																	
④券面事項入力補助用 暗証番号																	

①→アルファベット（大文字）＋数字 ※6～16桁
②③④→数字（同じ番号でもOK） ※4桁

- ①署名用電子証明書を利用するための暗証番号
※署名用電子証明書…インターネットで電子文書を送信する際などに、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み。
- ②利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号
※利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組み。
- ③住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号
- ④個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号

電子証明書のパスワードの設定について注意事項

- ・できるだけアルファベットと数字を組み合わせ、8文字以上の他人に推測されにくいパスワードにしてください。
- ・ご自分の氏名やご家族やペットの名前などをローマ字表記にただけなど、他人に推測されるような言葉は用いないようにしてください。
- ・4桁の数字の暗証番号は生年月日や1234などは、用いないようにしてください。

用語の解説（公的個人認証サービスポータルサイトより抜粋）

電子署名とは

現在、一般に広く用いられている公開鍵暗号方式に基づき、電子文書の作成者を証明したり、その電子文書の内容が改ざんされていないことを保証したりする仕組みです。

公開鍵暗号方式とは、「一方により暗号化したものは他方によってしか復号できない」という性質を持つ、互いに異なる一対の鍵ペアを利用した暗号方式で、鍵ペアには、公開して誰でも活用できる「公開鍵」と、本人だけが分かるように厳格に管理された「秘密鍵」があります。

電子文書の受信者は、公開鍵を用い、電子署名を復号し、申請書（注）と照合した結果、内容が同一であれば、確かに発信者本人が発信した真正な文書であることが確認できます。

電子証明書とは

公開鍵が利用者本人のものであることを証明するものです。

従来の書面による手続きに当てはめると、印鑑登録証明書に相当するといえます。

署名用電子証明書とは

インターネット上で電子文書を送信する際に文書が改ざんされていないかどうかを証明するものです。

従来の書面による手続きに当てはめると、印鑑登録証明書に相当するといえます。

電子申請・申告システムから情報を送信する際に送信する情報に署名用電子証明書を用いて暗号化します。

署名用電子証明書は、住民基本台帳／個人番号カードに格納されます。

利用者証明用電子証明書とは

インターネット上の情報サイトを閲覧する際に利用者本人であることを証明するものです。

従来の手続きに当てはめると、運転免許証などの身分証明書に相当するといえます。

利用者証明用電子証明書は、個人番号カードに格納されます。